

交 運 乙 達 第 2 号
令 和 5 年 3 月 2 7 日

関 係 所 属 長 殿

交 通 部 長

福井県警察講習指導支援業務職員の設置及び運用要綱の制定について

みだしのことについては、福井県警察講習指導支援業務職員の設置及び運用要綱の制定について（令和2年交運乙達第2号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、先般の道路交通法改正に伴い内容を見直し、別添のとおり「福井県警察講習指導支援業務職員の設置及び運用要綱」を制定し、令和5年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

福井県警察講習指導支援業務職員の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、講習指導支援業務職員の設置及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

福井県警察本部交通部運転免許課に講習指導支援業務職員を置く。

第3 身分

講習指導支援業務職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤とする。

第4 任期

講習指導支援業務職員の任期は、1会計年度とする。

第5 勤務場所

福井県警察本部交通部運転免許課春江本室又は丹南分室とする。

第6 職務

講習指導支援業務職員は、次に掲げる職務を行う。

- 1 講習指導支援業務に関すること。
- 2 安全運転相談業務に関すること。

第7 勤務時間等

- 1 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日を除く。
- 2 勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、休憩時間を除き1週間において29時間とする。
- 3 運転免許課長は、原則として毎月25日までに翌月の勤務計画表（別記様式）を策定し、講習指導支援業務職員に勤務日を示すものとする。

第8 その他

本要綱に定めのない事項については、運転免許課長が別に定めるものとする。

別記様式省略